

適切な就学支援について

伊達市教育委員会

はじめに・・・障がいのある子供の教育に求められること

① 新しい就学期の支援の方向性

学校教育は、障がいのある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされます。

このインクルーシブ教育システムの構築には、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが最も本質的な視点となります。

そのための環境整備としては、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要で、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学び場」を用意していくことが必要です。

② 早期からの一貫した支援の重要性

障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に発見し、その発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある子どもを支える家族に対する支援という観点からも、大きな意義があります。

障がいのある子ども一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進等を通じて、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが基本的な考え方として重要となります。

個別の教育支援計画の作成・活用により、これまでの就学指導の中心の「点」としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談・指導を含めた「線」としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すことが求められます。

③ 就学移行期の支援の意義と支援に求められること

支援の主体が替わる移行期の支援、医療機関等で障がいが発見されてから教育、福祉、保健、労働等の支援機関に引き継がれる時期、幼稚園・保育所・保育園・児童デイサービスセンター等の障害通所支援施設等から小学校や特別支援学校小学部に引き継がれる時期、小学校・特別支援学校小学部から中学校・特別支援学校中学部に引き継がれる時期、中学校・特別支援学校中学部から高等学校・特別支援学校高等部に引き継がれる時期、そして高等学校・特別支援学校高等部から就労・大学・就労移行支援機関・生活介護事業所等へ引き継がれる時期、これらの「移行期」において、従前の支援内容を新たな支援機関に着実に引き継ぐことが重要です。

移行期の支援とは、支援の対象となる子どもと保護者が、必要な支援の継続性を確保するとともに、従前の支援の評価と見直しにより、より良い支援を求めることができるようにすることであり、また、新たな支援への見通しを持てるようにすることにより、不安の解消を図るとともに、支援先や支援内容に主体的に関与することで、子どもと保護者の自立性を促すものです。

特に、就学への移行期における支援の在り方は、子どもと保護者の期待と不安が大きいことや、就学への移行期は子供の成長の節目と対応していること、そして、子どもの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の検討が必要であることなどから、特に重要です。

1 適切な就学先の決定を行うために

障がいのある子供の就学先の決定には、教育委員会担当者、教育、保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者が関わることとなり、かつ、これらの関係者が相互に綿密な連携を図ることが必要となります。

就学先の決定にあたっては、障がいのある児童生徒がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に教育を受けられるような配慮が求められます。

そのために、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、保育園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携を通して、障がいのある幼児児童生徒及びその保護者に対し、就学に関する手続き等について、十分な情報提供を行うことが大切です。

また、意見の聴取については、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うよう配慮し、本人・保護者の意見を可能な限り尊重することが必要です。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定化したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることについて、全ての関係者が共通理解を図るとともに、定期的に個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにすることが大切です。

就学先決定の仕組みは、市教委が本人・保護者に対して十分に情報提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教委、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則としたうえで、最終的には市教委が就学先を決定します。障がいのある児童生徒の教育に関する基本的な方向性としては、障がいのある子供と障がいのない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すことが大切です。その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという視点で検討することが大切です。そのため、保護者への情報提供や相談を十分に行うとともに、保護者の意見を可能な限り尊重した上で、児童生徒にとって最も適切な就学先を判断することが必要です。さらに、就学移行期の個別の支援計画の作成・活用を通じ保護者との共通認識を醸成しておくことや、継続的な教育相談・指導を実施することなどにより、適切かつ柔軟できめ細やかな対応を行うことが求められます。

視覚障害者等である児童生徒等の就学先を総合的に判断するに当たっては、①障がいの状態、②本人の教育的ニーズ、③学校や地域の状況等、④教育学、医学、心理学等専

門見地からの意見、⑤本人・保護者の意見を勘案します。なお、⑤の「本人・保護者の意見」は、障害者基本法第16条第2項に基づき、これを可能な限り尊重しなければならないことに留意が必要です。

児童生徒の一貫した支援を充実させるためには、保護者の了承を得たうえで、児童生徒の就学先について、これまでの支援機関等に対して情報提供を行い、児童生徒の就学先への支援の引継ぎ等について協力を求めることが考えられます。

2 教育的支援について

早期発見・早期療育の考え方に基づく「就学支援の流れ」にそって、保護者が就学時健康診断の「就学相談コーナー」や特別支援教育推進委員会の「教育相談」を活用して、個々の児童生徒の状態像に応じた適切な『教育の場』について、関係機関と話し合いができるように連携を深めています。

伊達市では、「学校教育法施行令第22条の3で示された障害の程度」や「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日付け25文科初第756号通知）」に基づいて教育の場を判断することを基本としています。

(1) 特別支援学校・特別支援学級について

① 特別支援学校

障がいによる学習上、または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を育成するための教育課程を編成し、教育施設を充実させ、専門性の高い教職員を配置しています。

【西胆振の特別支援学校】

- 伊達高等養護学校
- 室蘭養護学校
- 室蘭聾学校

【西胆振以外の主な障がい別の支援学校】

- 肢体不自由～真駒内養護学校・拓北養護学校・函館養護学校
- 視覚～札幌視覚支援学校
- 病弱～八雲養護学校・山の手養護学校
- 肢体不自由・病弱～手稲養護学校

② 特別支援学級

特別支援学校程度の特別な支援を必要としないものの、通常の学級における指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に必要に応じて設けられる特別に編制された学級です。特別支援学級の教育は、原則として小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて行われますが、児童生徒の実態に即して、特別支援学校の学習指導要領を参考にした特別の教育課程による教育が行われます。

種類としては、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及び自閉症・情緒障害があります。

なお、特別支援学級には介護員を配置して、学級担任の指導の充実を図る

とともに通常の学級との交流学习や共同学習を行って社会性や集団性の育成、主体的な学習態度の促進を目指します。ただし、児童生徒一人一人に介護員一名を全てに配置することは難しいことから、児童生徒の個々の状態に応じて必要性を検討し、全体調整を図りながら学校毎に配置します。

(2) 通常学級在籍の児童生徒への指導・支援について

① 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うものです。

通級による指導に係る教育課程は、障がいに応じた特別の指導を小・中学校の教育課程に加えるか又はその一部に替えることにより編成することとなっています。特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことをねらいとする自立活動の指導を中心とし、特に必要があるときは、各教科の補充指導を含むものです。

指導の授業時数は、週1、2単位時間程度です。

○自立活動の内容

- ・健康の保持
 - ・心理的な安定
 - ・人間関係の形成
 - ・環境の把握
 - ・身体の動き
 - ・コミュニケーション
- の6つに区分されています。

○通級による指導の対象となる児童生徒

- ・言語障がい者
- ・自閉症者
- ・情緒障がい者
- ・弱視者
- ・難聴者
- ・学習障がい者
- ・注意欠陥多動性障がい者
- ・その他障がいのある者

○特別の指導の場

- ・伊達小学校「ことばの教室」

② 特別支援教育支援員の活用

特別支援教育支援員は、校長・教頭・校内コーディネーター・担任（学級・教科）と連携の上、学校生活の様々な場面で、児童生徒にとって必要で適切な学習支援や生活支援を行います。

配置については、特別支援教育支援員は複数の児童生徒の支援を行うことを原則とし、児童生徒の個々の状態に応じてその必要性の検討を行い、全体調整を図りながら学校毎に配置します。

③ 経過観察（継続的な教育相談）

経過観察の場合の特別な指導とは、主として担任による配慮を意味します。具体的な支援を義務付けるものではありませんが、個々の状態に応じてみとりをしながら見守ってもらいます。

保護者に対して、子供の可能性を伸長する教育環境や教育内容・方法について、継続的に指導・助言を行うことが必要です。さらに、保護者に教育の場における提供可能な教育内容等の情報を提供し、それらを保護者が自ら整理・統合し、適切に判断することができるよう、援助する姿勢で相談に臨むことが大切になります。

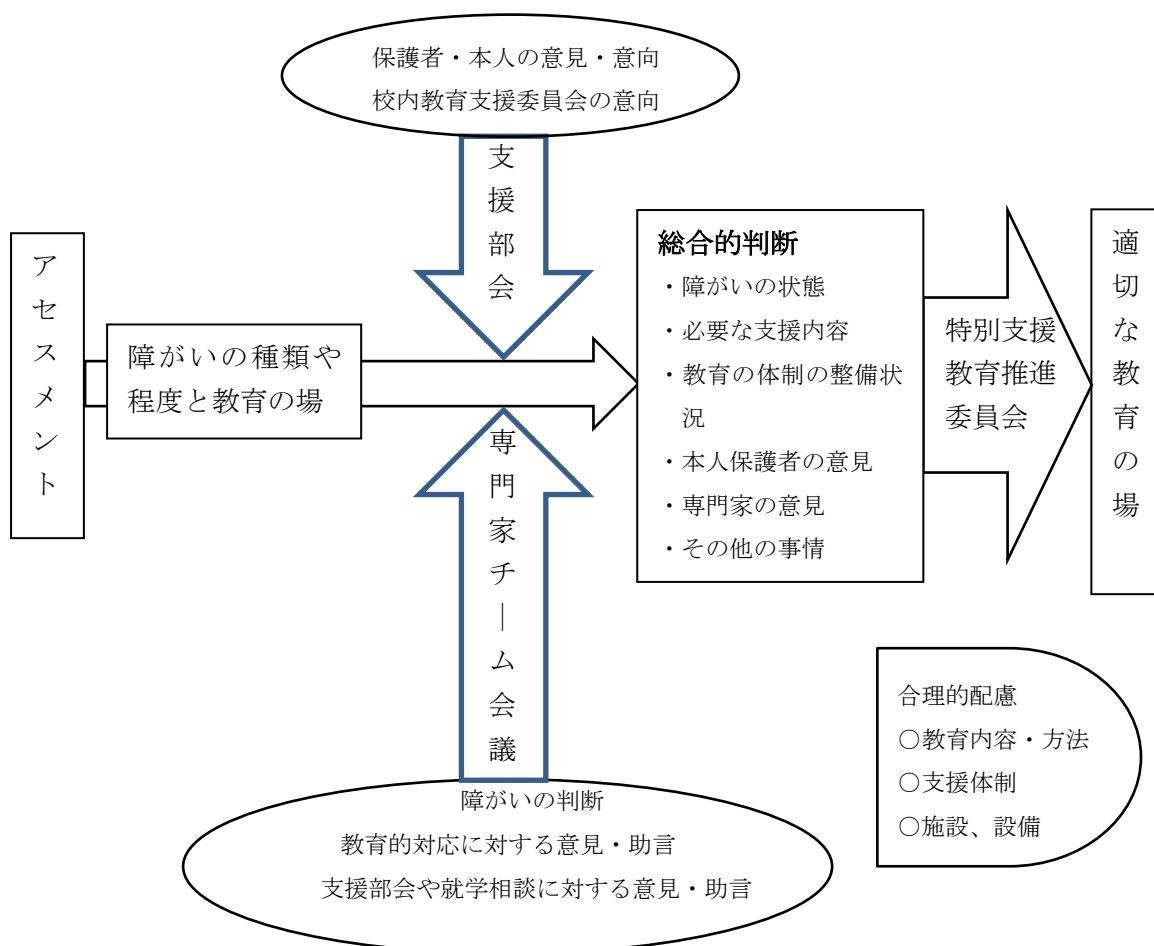
4 適切な教育の場の選択のために

伊達市教育委員会に「伊達市特別支援教育推進委員会」、「専門家チーム会議」を設置しています。

「伊達市特別支援教育推進委員会」は、特別支援教育に関わる適正な就学について検討しますが、具体的には、「伊達市特別支援教育推進委員会支援部会」（以下「支援部会」という。）が、調査・検査を行い、選択した結果を推進委員会に報告します。また、「専門家チーム会議」は、特別支援教育に関わる専門的な意見や助言を行います。

「支援部会」、「専門家チーム会議」は、児童生徒の状態像に応じた教育の場を判断するために、障がいの種類、程度等に応じた適切な教育の場に照らして見えてくる就学形態や就学の場が、個々の教育的ニーズに適切に対応したものになっているかどうか、各々、専門的な見地から選択します。

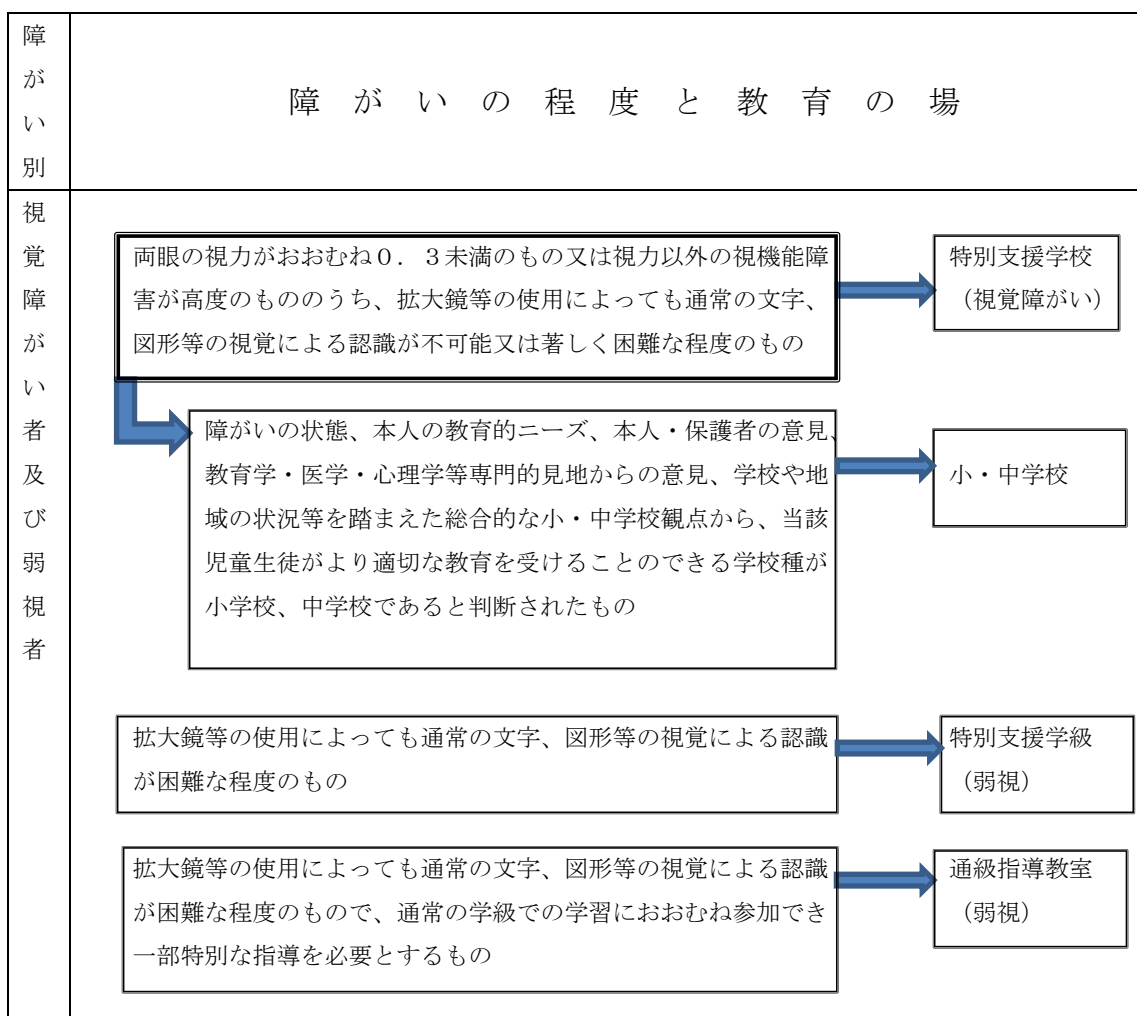
「伊達市特別支援教育推進委員会」は、それらの報告を基に総合的かつ慎重に適切な教育の場を検討し、その結果を教育委員会に答申しています。

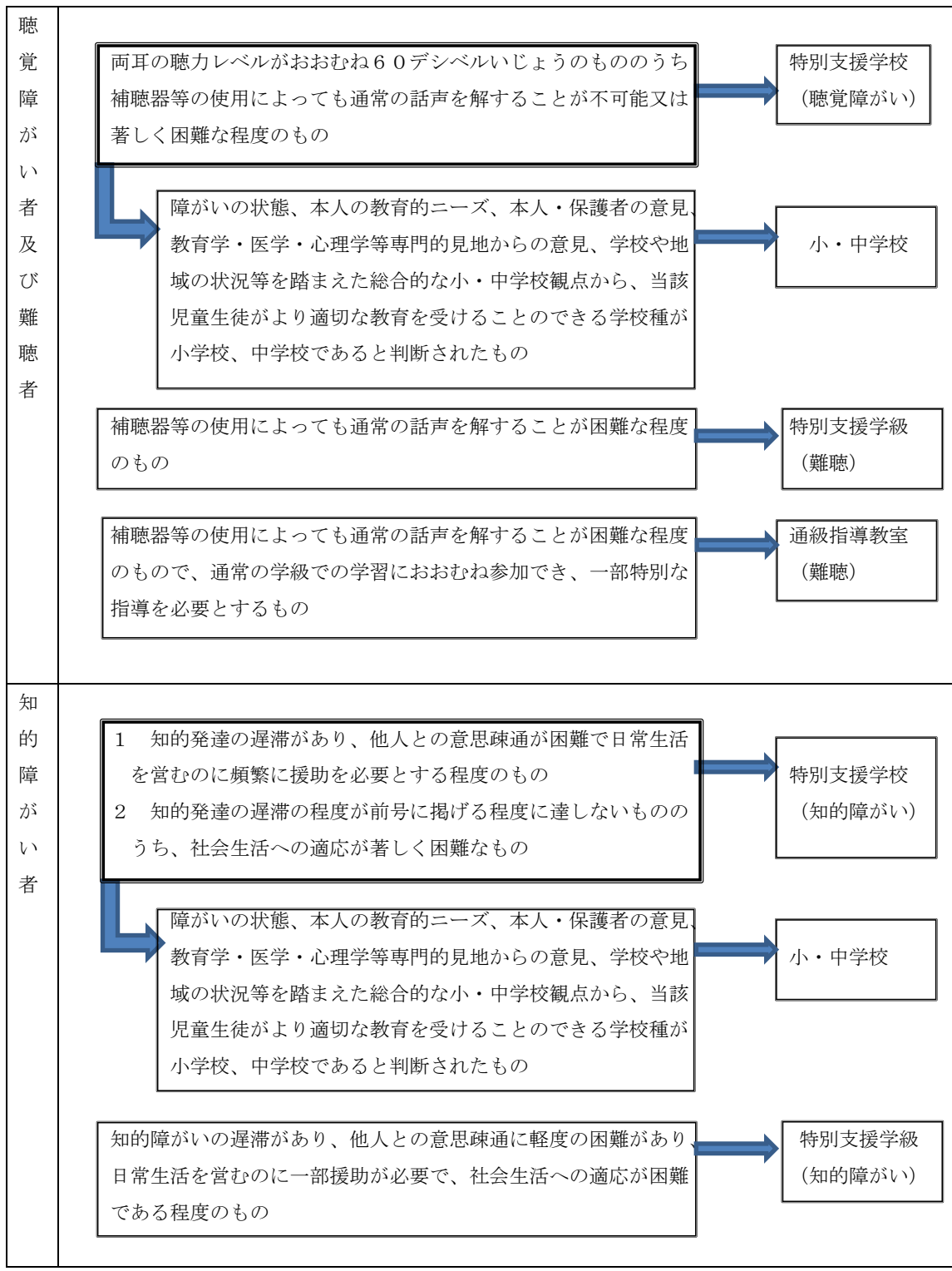


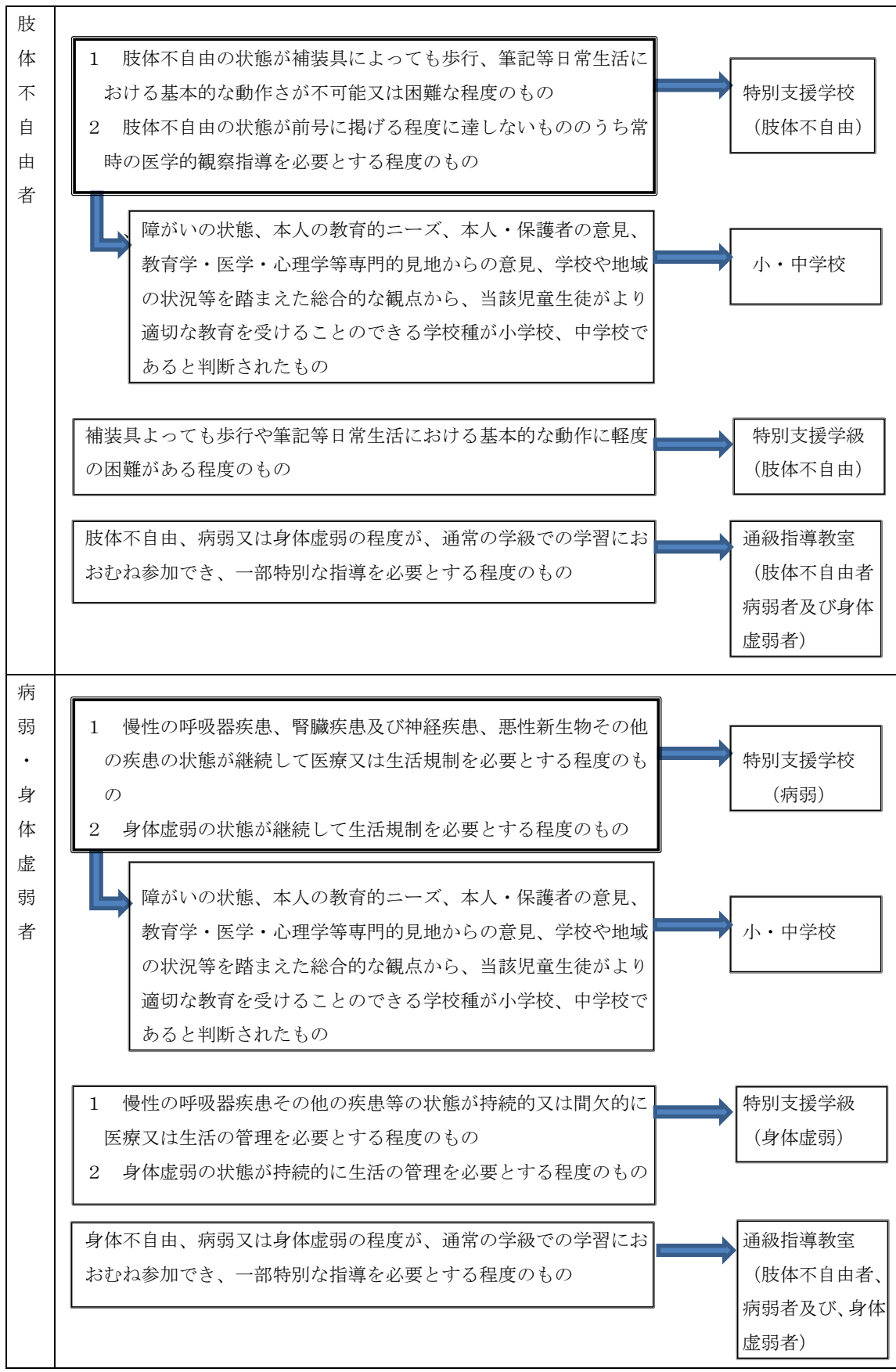
3 障がいの種類、程度等に応じた適切な教育の場とは

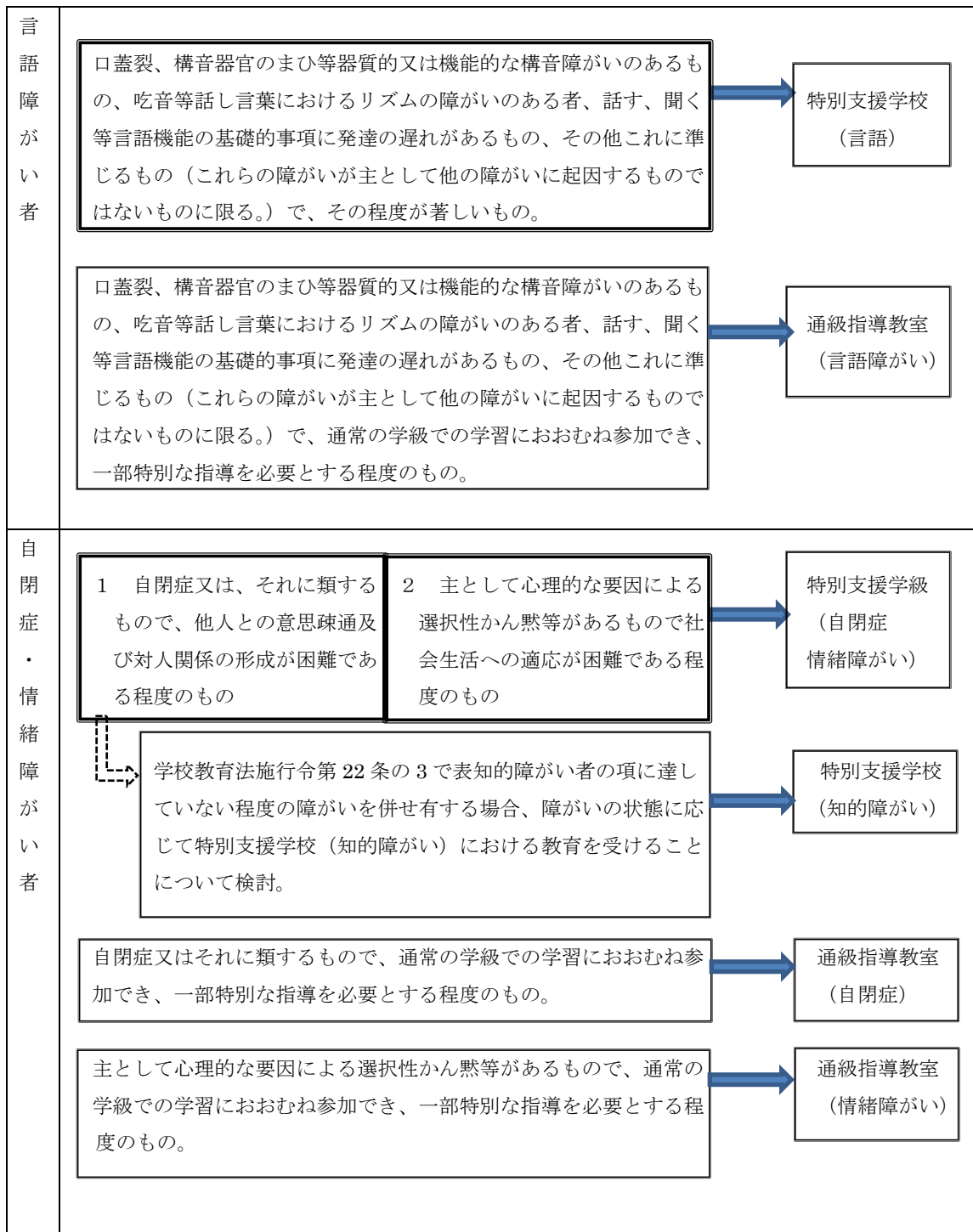
特別支援学校で教育する視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者の障がいの程度は、学校教育法施行令第22条の3で示されています。

この障がいの程度については、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正に伴い、障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日付け25文科初第756号通知）の中で示されています。









学習障がい者	<p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。</p>	<p>通級指導教室 (学習障がい)</p>
注意欠陥多動性障がい者	<p>年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。</p>	<p>通級指導教室 (注意欠陥多動性障がい)</p>

このような障がいの程度の判断や就学する学校等の決定に当たっては、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から慎重に行い、その適正を期すことが特に必要となります。

なお、2つ以上の障がいを併せ有する児童生徒については、障がいの実態が様々であり、併せ有する障がいの種類、程度等だけでなく、上記のように本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から慎重に判断していくことが大切です。